

農林漁業セーフティネット資金利子補給事業

全国木材協同組合連合会

＜農林漁業セーフティネット資金の借り入れをお考えの皆様へ＞

借入金の利子をサポートします！

(株)日本政策金融公庫から「農林漁業セーフティネット資金」を借り入れる場合に利子の一部を助成します。

1

こんなとき、助成を受けられます。

林業経営改善計画の認定を受けた林業者の方が、運転資金として(株)日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を借り入れている場合です。



2

助成の対象者

助成の対象者は次の要件を満たす林業者の皆さんです。

①林業経営改善計画の認定を受け、農林漁業セーフティネット資金から資金の融通を受けた者

②適正な事業活動を継続することが確実なこと

③省エネ型の経営体質への転換に取り組んでいること

●農林漁業セーフティネット資金とは

農林漁業者の方が社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金をご融資する制度です。(※詳しくは(株)日本政策金融公庫にお問い合わせください。)

●(株)日本政策金融公庫とは

平成19年5月に公布された「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等の政府系金融機関の統合により平成20年10月に設立された新しい金融機関です。

●林業経営改善計画とは

林業を営んでいる方が、林業経営の改善に関する目標などについて計画を作成し、知事の認定を受けるものです。

3

利子の補給額

利子の補給額は次の通りです。

貸付利率最大 **2** %分の利子

(※農林漁業セーフティネット資金の利率は1.35% (平成20年12月18日現在。毎月変動)。2%を超える分については自己負担となります)

4

利子助成期間

10 年以内

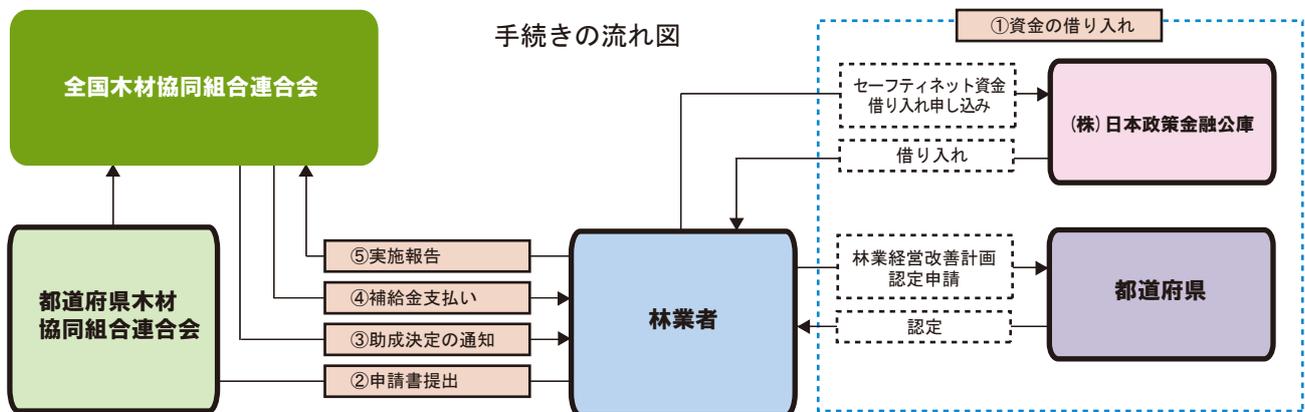


5

助成申請の手続き

助成申請から補給金の支払いまでの手続きは以下の通りです。

- ①林業者は林業経営改善計画の認定を受け、(株)日本政策金融公庫から農林漁業セーフティネット資金を借り入れます。
- ②林業者は、都道府県木材協同組合連合会を経由して、全国木材協同組合連合会 (以下全木協連) に助成の申請をします。
- ③全木協連は申請内容を審査し、助成を決定した場合、林業者に助成決定の通知を行います。
- ④全木協連は林業者から提出された(株)日本政策金融公庫への振込の証明書を確認して、補給金を林業者に支払います。
- ⑤林業者は毎年度、全木協連に事業の実施報告をしていただきます。



お問い合わせは

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F TEL03-3580-3215

または

最寄りの都道府県木材協同組合連合会等まで